

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会

令和5年度 第1回理事会次第

日時：令和5年5月16日（火）15時～

会場：私学会館 5階大会議室

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 事

(1) 決議事項

第1号議案 令和4年度事業報告及び財務状況報告

第2号議案 組織改革等の方針

第3号議案 定款の一部改正

第4号議案 運営規則の一部改正

第5号議案 社員の退会

第6号議案 定時総会の招集

(2) 報告事項

- ・令和5年春の叙勲受章者
- ・私立学校教育振興功労知事表彰受賞者
- ・永年勤続表彰受賞者

4 閉 会

I 教員養成研修・研究事業

幼児教育における子どもの豊かな育ちについて研修・研究を深めるとともに、幼児教育に関わる者を支援し、家庭や地域における教育力の向上と幼児教育の振興・発展に寄与することを目的として、以下の事業を行った。

各研修の企画・推進に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止のため集合研修を軸にしつつ、リモート研修も併せて実施した。

1 教員のスキルアップに寄与する各種研修会の企画と実施（研修委員会）

(1) 基本研修

集合研修を基本にして実践的指導力と使命感を養うとともに、何事にも意欲的かつ能動的に取り組む姿勢を育て、幅広い知見をも習得させるための「初任者研修」をはじめとして、勤続や役職の節目ごとに園の組織の中での自分の役割を認識し、専門家としての自覚を養うため、すべての教職員を対象とし、時宜に合った研修を行った。

ア 初任者研修

幼稚園・認定こども園の教育水準の維持向上を図るため、初任者教員を対象に、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見と私学人としての在り方を学ぶため初任者研修会を開催した。

※全7回のうち、1回はリモート開催

イ 2年目教員研修

採用2年目の教員を対象に、教育力の維持向上を図るため、幼児理解、自己教育力の充実などについて研修を実施した。

ウ 3年目教員研修

採用から2年を経て、教員として更なる成長が望まれる3年目の教員を対象に、自分の保育を多面的に振り返り、今後の実践に活かすための研修を行った。

エ 教育研究講座（教育研究講座A：経験年数4年目～7年目、B：経験年数8年目以上）

人間形成の基礎を培う幼児教育において大きな役割を担う中堅教員が、子どもの立場をよりの確に理解し、より適切な援助を行えるよう教育力の向上を図るための研修をリモートにより実施した。

オ 主任教員研修

園運営の要である主任教員が、自ら幼児教育の基本と精神を改めて見直すとともに、教師、主任及び幼稚園の役割等について、専門講師の指導を受け自己研鑽と指導力の向上を図るため研修を実施した。

カ 園長等研修

園長としての見識を高めるため、時代に即した幼児教育の実践と園の運営・管理（安全管理・危機管理を含む。）に関する専門的な知識の習得と能力の向上を図る研修を実施した。

(2) 専門研修

教師が自らの日常保育を見直し、教務分掌に応じた専門的な知識・技能を習得するための研修を実施した。

ア 特別支援教育研修

保育の場で、特別な支援を必要とする幼児が他者とともに育ちゆくためには、様々な表れや発達に合わせた保育実践が要求される。このため、専門の講師を招聘し、特別支援教育に関する理解、知識、研究、実践を深め、日常保育の質の向上に努めた。

イ 乳幼児研修会

乳児期から幼児期への子どもの発達の連続性を踏まえ、長期的な見通しに立った質の高い保育を実践するためには、0～2歳児の発達段階についても理解することが必要である。それぞれの時期において、子どもたちが適切に発達課題を達成するためには、どのような環境や援助が必要か、乳幼児の発達理論に基づいて専門的に研修を行った。

ウ 幼児教育の理解・発展推進事業（静岡県協議会）

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議し、教職員の指導職員を対象に研修会を実施した。

エ 実技指導研修会

各地区で開催した実技指導研修会に助成し、地区における教育活動の推進・活性化を図った。

(3) 特別研修

教職員が具体的な特定目的に沿った課題について、専門の講師による指導を受け、問題を発見する能力や課題を解決する能力など、自らの資質の向上を図るため、自主的に参加する研修を実施した。

ア 保育の質の向上を目指した公開保育による研修

園の保育を広く公開し、公開保育に参加した他園の教員とその日の保育を中心として協議し合うことは、自園の良さを再確認し、これから取り組むべき課題を明らかにするために大変有効である。そこで、協会加盟園の中から公開保育実施園を指定し、公開保育コーディネーターの支援を受けながら公開保育を実施することによって、公開保育指定園の保育の質の向上と公開保育に参加する教員の資質向上を図った。

・指定園：4園指定 横内幼稚園 静岡南幼稚園 日本平幼稚園 青葉幼稚園

イ ミドルリーダー研修（3回シリーズで実施）

園運営の中核を担うミドルリーダーとして、園内研修を深めるために必要な知識やスキルを学ぶ研修を行い、資質や能力の向上を図った。

2 幼児教育の質の向上に寄与する研究等の推進（研修委員会）

(1) 調査・研究事業

ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

幼稚園教育に関する講演等に参加するとともに、都道府県協議会の成果の発表交換、教育課程実施に伴う諸問題について研究協議し、幼稚園教育の向上に努めた。

イ 調査・研究プロジェクト（令和4～5年度）

- ・保育実践を保護者と共有するための工夫について考えるプロジェクト（委員：4名）

幼児期の教育をより効果的に進めていくためには、園と家庭が子どもの育ちを共有することが大事である。また、子どもの姿や成長だけでなく、園の保育実践がどのような願いやねらいをもって行われ、子どもの何が育っているのか等についての保護者の理解を深めていくことも大切であろう。そこで、園の保育実践を保護者と共有するための工夫について研究を行った。

- ・地域と家庭と園をつなぐ満3歳児の幼児教育の在り方を考えるプロジェクト（委員：4名）
近年、保護者の就労状況の変化や幼児期の教育に対するニーズの多様化により、園における満3歳児入園の需要が高まっている。満3歳児の入園に関しては、地域や園の実態によってさまざまであり、それに即して配慮がなされた上で、満3歳児にとってふさわしい生活の実践が望まれる。そこで、地域と社会と園をつなぐ幼児教育センター的役割を果たすための園としての工夫、特に、発達の特性を踏まえた満3歳児の保育について研究を行った。

(2) 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業

幼稚園教諭一種免許状認定夏期講習（5単位×2年）を開設する静岡県教育委員会と連携し、効率的な一種免許状への上進を促進した。

開催時期	会場
8月2日～19日 計8日間	静岡大学

3 ITを利用した研修、研究や実務指導（IT小委員会）

(1) ITスキルアップ研修（ITセミナー）

園経営の効率化等に有効なツールである「ICT化」を進めるため、様々なIT機器、ソフトの機能や操作、応用技術を習得し、情報セキュリティの整備と合わせ、事務処理の効率化や情報発信のためのスキルを向上させるため、アプリの紹介などを行う方向で検討を開始した。

II 地域子育て支援事業

子どもの最善の利益のためさらなる幼児教育の振興を進めるとともに、幼児教育・保育実践の中心的な役割を果たしつつ、「こどもが豊かに育つ権利」を家庭や地域社会に情報発信するため、以下の事業を行った。

1 子育て家庭や地域子育て環境を支援するための場やシステムの企画と実施

（地域向上委員会・事務局）

(1) 子育てフェア、すこやか子育て相談等

「子育てフェア」「すこやか子育て相談」等を地区協会が企画運営し、子育て世代の交流を図り、家族の絆や地域の子育て力の向上を進めるとともに、幼児教育の重要性と魅力を発信した。

（各地区に総額 5,234,319円を助成）

(2) 子育て支援カウンセラー

各地区において「子育て支援カウンセラー」による子育て相談を実施し、保護者の子育て相談や悩みの解消、子どもの問題行動や発達相談、また、教職員等のコンサルテーションや園の子育て支援のカンファレンスを行い、子どもの健やかな成長を支えた。

実績：コンサルテーション 1,728件、カウンセリング 358件

(3) こどもがまんなか PROJECT

全日私幼連で進める『こどもがまんなか PROJECT～』の一層の理解、普及や地域社会との連携に努めた。

(4) 心身障害児等就園保育助成事業

- 特別な配慮が必要な心身障害児が1人在園している園に対して月額2,500円(年額30,000円)を助成した。(私学経常費助成の加算:上限75万円(62,500円×月数))
- 助成対象 16園、助成額 472,500円

Ⅲ 健全経営推進事業

幼児教育環境が大きく変化した中で、地域の幼児教育機関としての私立幼稚園・認定こども園が、役割と責任を果たし、信頼され、発展していくためには、基盤となる経営の健全性を確保することが重要である。そこで、経営基盤を維持・向上し、将来に亘って健全経営と教育目的を果たしていけるように、トップマネジメントを支援し、経営情報を充実させる各種健全経営推進事業を展開した。

1 園の健全経営のための事務の効率化や省力化への援助や研修の企画と実施

(経営委員会、IT小委員会、事務局)

(1) 経営情報の提供の充実

ア 経営分析情報の提供等

全日本私立幼稚園連合会が実施する経営実態調査のデータを活用し、各園の経営分析に資するよう情報提供することにより、経営管理能力の更なる向上を図った。

また、経常費補助金等の申請や県が実施する私立学校実態調査等への対応が円滑に行われるよう適切な情報提供を行った。

イ 健全経営のための相談・情報提供・事務担当者研修の開催

財務会計システム、給与システムを使用した合理的な会計処理の能力向上を図るため、活用方法等の情報提供、個別相談、指導を実施した。

ウ 行政関連情報の提供

各市町の助成制度や0歳児から5歳児までの年齢別住民登録人数等について調査し、今後の園の健全経営のための資料として情報提供するとともに、HPに掲載した。

(2) 事務処理の効率化等の促進

園の事務職員等の会計事務処理能力の向上を図るため、学校法人会計の基礎と実務を学ぶことができる動画の作成に着手した(令和5年度完成予定)。

2 経営者への指針情報の提供や研修の企画と実施(経営委員会)

(1) トップマネジメントの支援

ア 理事長・設置者、園長合同研修会の開催

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長・設置者、園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修を行った。

研修会名	開催年月日	会 場
理事長・設置者、園長合同研修会 (研修委員会と共催)	6月3日(金)	ホテルグランヒルズ静岡
理事長・設置者、園長等研修会	2月27日(月)	〃

3 人材確保に係る活動の企画の実施や研究の推進

(企画委員会、広報委員会、地域向上委員会)

(1) 人材確保への支援

ア 将来に亘り優秀な教員を確保でき、また幼稚園・認定こども園が学生にとって魅力ある職場となるよう、県内外の教員養成校との交流会を開催した。教員養成機関との密接な関係を構築するため、少人数の分科会での情報交換などを行った。同時に教員養成機関と協会加盟園とで名刺交換会を開催し、良好な関係構築のきっかけづくりの場とした。

・開催日： 1月18日(水) ・会 場： 静岡県私学会館

イ 人材確保のため、協会加盟園の情報や求人情報を紹介する電子版チラシを教員養成機関等に配信した。資料には園が求める教員像や幼稚園ナビ等の登録方法・協会ホームページの案内を記載した。

ウ 各園で質の高い教員を確保するため、養成校へのガイダンスや、各地域の園を学生や一般の就職希望者に紹介する「就職フェア」を東・中・西部の3会場で開催した。

エ 「就職応援プロジェクト」において、中長期的な視野での人材確保策について検討し、内定者研修の必要性等の提案を行った。

オ SNS を利用した広告を使用し、就職フェア開催や協会の存在を広く周知し広報した。

カ 厚生労働省の補助金を活用して、園で働く保育者の一日を紹介する動画を作成し HP で案内(YouTube配信)するとともに、学生の利用率が高いインスタグラム(写真・動画 SNS)、スポティファイ(音楽ストリーミングサービス)を利用して、幼稚園等で働く教員の魅力を戦略的に発信した。

4 後継者を含めた人材の養成に関わる活動の企画と実施(経営委員会)

(1) 後継者の育成

ア 将来に亘って園の健全な経営と教育目的を果たしていくため、次世代の幼児教育を担い、将来のリーダーとして活躍が期待される若い人材を対象に育成研修を行う。

研修会名	開催年月日	会 場
次世代リーダー養成研修会	8月4日(木) 1月24日(火)	産業経済会館特別会議室 私学会館5階会議室

5 園の安全管理に寄与する活動の企画と実施

(地域向上委員会、園内安全管理小委員会)

園児の安全な生活を保障し健やかな成長を支えるため、安全管理等の情報提供及び研修会等を実施し、各園の安全対策の向上を図る。また、地区協会を通じ地域防災との連携を強化した。

(1) 園の安全管理の向上

ア 9月5日(月)に発生した加盟園の送迎バス園児死亡事案を受けて、以下の取組を行った。

・加盟園における送迎バス乗降時の園児の確認状況等の調査を実施し、運行しているすべての園が名簿等による園児の確認や降車後のバス内の最終確認を行っていることなどを確認した。

- ・県、保育連合会との共催により、送迎バスや園外保育でのバス利用時等における安全管理対策の講習会を開催した。(9月26日(月)、オンライン)
 - ・園長等研修会(12月1日(木))において、「園の危機管理」をテーマとした講演を開催した。
 - ・各園の取り組む安全対策事例の情報共有を図った。
- イ 各園で策定される防災マニュアル(危機管理マニュアル)等の教職員・保護者への周知を図った。

(2) 地域社会との連携事業

- ア 各園は地域防災教育推進会議等に積極的に参加し、地域防災との連携を図った。
- イ 各地域で市町の防災担当課や専門家などと協力し防災講座等園の安全管理に関する研修を実施した。

6 貸付金の回収、長期借入金への利子補給等(事務局)

(1) 貸付金の回収等

終了した振興資金貸付事業の既存貸付金について、管理及び回収事務を的確に行った。

令和4年度期首残高	174,506,000円
令和4年度償還金額	52,813,000円
令和4年度受取利息	1,594,424円
令和4年度期末残高	121,693,000円

(2) 長期借入金への利子補給

民間金融機関等からの長期借入金に対する利子補給として、一定額を助成した。また、県の施策と連携して耐震対策を促進するため、耐震改築・補強を利子補給で支援した。

既往債務利子補給助成金	1,359,000円
耐震整備に係る利子補給助成金	767,000円

(3) 教職員福利厚生事業

振興協会慶弔規程に則り、教職員に祝い金・見舞金等を支給した。

対象者 217人、支給額 1,660,000円

IV 企画調整事業

幼児教育の意義を深く浸透させるため、広報活動や子育て情報の提供に積極的に取り組み、「子ども・子育て支援新制度」に対して全日私幼連と連携して対処した。
県・市町との連携活動のほか、振興協会のあり方検討などの取組を行った。

1 会員への広報誌発行や情報提供、発信に関わる活動の企画と実施

(広報委員会、HP小委員会)

(1) 「静私幼だより」の発行など

振興協会や各園、地域の活動状況の広報、園の役割、責任を喚起する情報提供を行い、幼児教育の意義や協会の存在意義を教職員や地域の人々に伝え、賛同や理解の促進に努めた。

- ・「静私幼だより」の企画、編集、発行 年3回(7月、12月、3月)各5,000部
- また、協会の活動内容等を紹介するパンフレットを作成し、子育て家庭等に配布した。

(2) HPの企画・管理

トップページを利用した就職フェアの告知を行ったほか、園で働く保育者の一日を紹介する動画を掲載するなど、保護者や学生等に振興協会や各園の情報を積極的に発信した。

2 県、市町への私立幼稚園等の支援に関わる活動の企画と実施（地域向上委員会）

(1) 県、市町への要望活動など

ア 県当局と情報交換しながら、必要に応じて幼稚園教育振興のための要望活動を行った。

イ 各地区のPTAの要請活動の支援及び地元議員と連携した行動等を行った。

ウ 静岡県私学振興ふじのくに大会を他の私学団体と協力し、開催した。

開催日：令和4年11月16日(水) 会場：ホテルグランヒルズ静岡

3 地区間の情報交換や事業推進に寄与する活動の展開（地域向上委員会）

(1) 地区活動の推進と地区協会の団結力の向上

ア 各地区（11地区）に対して、私立幼稚園等の振興に関する地区活動の推進を図るための費用を助成した。

イ 制度改革に伴い市町との連携が重要となるため、地区協会園の団結力を強化し、組織として政策や制度改革等に対する対応力を高めた。

ウ 協会の情報伝達と地区の運営推進を確実に進めるため、「副地区長」の設置や地区内組織の人材育成に努めた。

エ 地区の活動の共有化や、協会運営への反映を図るため、正副理事長、地区長などで構成する「三役・地区長会」を開催した。

4 私立幼稚園等が抱える課題への対応など（企画委員会）

(1) 加盟園が抱える課題への対応

喫緊の課題である教職員人材の確保に資するため、養成校の学生等求職者と各園とのマッチング機会を提供する就職フェアを東・中・西部の3会場で開催した。

東部 3月28日(火) プラサ・ヴェルデ(沼津)

中部 3月22日(水) 清水テルサ

西部 3月27日(月) アクトシティ浜松コンgresセンター

(2) 振興協会が抱える課題への対応（振興協会のあり方検討プロジェクト）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化や少子化の進行に伴う加盟園の園児数の減少など、振興協会を取り巻く状況変化に的確に対応するため、「振興協会のあり方検討プロジェクト」を立ち上げ、地区の統合、常置委員会の再編、事業の見直しなどを内容とする「振興協会のあり方について」の提案を作成した。

(3) 「静私幼・要覧」の発行

振興協会の各種事業実績や調査結果をまとめた要覧を編纂し、県、市町等の行政機関や国、県の議員等に協議・提案の基本資料として配布した。

5 災害対策本部の充実・強化（災害対策本部）

災害等緊急対応に向けたシミュレーションを行うなど災害発生に備えた体制の強化を図った。

V 総会・理事会等の開催状況

1 総会

【第70回 定時総会】

日 時 令和4年6月3日（金）
会 場 ホテルグランヒルズ静岡 5階センチュリールーム
出席者数 会員総数 179人、出席者 166人（内委任状 96人）、欠席 13人
議 事 第1号議案 令和3年度事業報告及び財務状況報告
第2号議案 役員を選任
報 告 社員の入退会
社員である法人が設置する園の新規加入

2 理事会

【第1回】

日 時 令和4年5月13日（金）
会 場 静岡県私学会館 5階大会議室
出席者数 総数 24人、出席理事 20人、出席監事 2人
議 事 第1号議案 令和3年度事業報告及び財務状況報告
第2号議案 役員候補者の選任
第3号議案 社員の入会
報 告 社員である法人が設置する園の新規加入
私学振興功労知事表彰受賞者
永年勤続表彰受賞者

【第2回】

日 時 令和4年6月3日（金）
会 場 ホテルグランヒルズ静岡 5階センチュリールーム
出席者数 総数 24人、出席理事 19人、出席監事 2人
議 事 第1号議案 理事長及び副理事長の選任
第2号議案 地区長の委嘱
第3号議案 常置委員会委員長及び副委員長の選任
第4号議案 常置委員会等委員の選任

【第3回】

日 時 令和4年8月19日（金）
理事総数 22人・監事 2人の全員が書面による同意・承諾
議 事 第1号議案 社員の退会

【第4回】

日 時 令和4年9月14日（水）
会 場 オンライン会議
出席者数 総数 24人、出席理事 16人、出席監事 2人
議 事 第1号議案 送迎バス園児死亡事案を受けての取組

【第5回】

日 時 令和4年12月14日（水）
会 場 静岡県私学会館5階会議室
出席者数 総数24人、出席理事20人、出席監事2人
議 事 協議事項 令和5年度事業計画（案）

【第6回】

日 時 令和5年2月15日（水）
会 場 静岡県私学会館5階会議室
出席者数 総数24人、出席理事21人、出席監事2人
議 事 第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算
第2号議案 社員の退会
第3号議案 耐震整備に対する利子補給制度
協議事項 「振興協会のあり方検討プロジェクト」の提案（素案）について
報 告 令和4年度事業の実施状況
社員である法人が設置する園の退会

3 監事監査

【令和4年度監査会】

日 時 令和4年5月11日（水）
会 場 静岡県私学会館4階会議室
執 行 者 監事 柿野 敏和
監事 相田 芳久

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息振替額	20	260	△ 240
基本財産運用益計	20	260	△ 240
特定資産運用益			
特定資産(貸付金)受取利息	1,594,424	2,147,275	△ 552,851
特定資産(貸付事業積立資産)受取利息	46,683,047	42,160,541	4,522,506
特定資産(財務調整)受取利息	266	585	△ 319
特定資産売却益		30,526,000	△ 30,526,000
特定資産評価益	5,608,676	0	5,608,676
特定資産運用益計	53,886,413	74,834,401	△ 20,947,988
受取会費			
会員受取会費	38,854,560	40,582,800	△ 1,728,240
研修等受取会費	433,000		433,000
受取会費計	39,287,560	40,582,800	△ 1,295,240
受取負担金			
受取負担金	30,000		30,000
受取負担金	30,000		30,000
受取補助金等			
受取県費補助金振替額	10,056,658	9,106,658	950,000
受取補助金等計	10,056,658	9,106,658	950,000
雑収益			
受取利息	500	501	△ 1
受取退職給付金	1,950,000		1,950,000
雑収益	4,875,000	8,130,513	△ 3,255,513
雑収益計	6,825,500	8,131,014	△ 1,305,514
経常収益計	110,086,151	132,655,133	△ 22,568,982
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	13,550,694	13,386,479	164,215
臨時雇賃金	1,528,080	1,276,385	251,695
賞与	4,142,917	4,348,519	△ 205,602
法定福利費	3,106,410	3,058,806	47,604
退職給付費用	1,950,000		1,950,000
福利厚生費		435,045	△ 435,045
特定資産評価損		24,903,815	△ 24,903,815
旅費交通費	5,089,150	3,772,810	1,316,340
通信運搬費	661,399	930,588	△ 269,189
建物減価償却費	1,462,868	1,462,868	0
建物付属設備減価償却費	241,440		241,440
什器備品減価償却費	298,998	318,552	△ 19,554
ソフトウェア償却費	263,296	263,296	0
消耗品費	628,976	484,467	144,509
印刷製本費	2,626,911	2,587,677	39,234
賃借料	4,591,912	4,140,533	451,379
保険料	11,706	11,706	0
諸謝金	10,359,301	9,612,222	747,079
租税公課	7,172,602	6,329,617	842,985
支払助成金	12,941,856	13,504,097	△ 562,241
委託費	6,465,954	2,159,490	4,306,464
会議費	405,610	152,039	253,571
研修費		198,000	△ 198,000
教材費	187,558	32,604	154,954
慶弔費	1,660,000	8,290,000	△ 6,630,000
支払手数料	174,790	236,885	△ 62,095
雑費	115,266	132,385	△ 17,119
事業費計	79,637,694	102,028,885	△ 22,391,191

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
管理費			
給料手当	4,761,055	4,703,358	57,697
賞与	1,455,619	1,527,858	△ 72,239
法定福利費	1,093,383	1,075,935	17,448
退職給付費用	351,000	354,998	△ 3,998
福利厚生費	188,981	250,847	△ 61,866
会議費	2,346,246	1,954,262	391,984
交際費	20,880	94,500	△ 73,620
旅費交通費	36,660	33,840	2,820
通信運搬費	77,428	134,634	△ 57,206
建物減価償却費	365,716	365,716	0
建物付属設備減価償却費	60,361		60,361
什器備品減価償却費	69,115	79,638	△ 10,523
ソフトウェア償却費	65,824	65,824	0
消耗品費	352,313	181,157	171,156
修繕費	237,380	18,084	219,296
印刷製本費	115,881	628,146	△ 512,265
光熱水料費	292,597	344,036	△ 51,439
賃借料	1,320,388	784,024	536,364
保険料	12,990	12,990	0
租税公課	71,419	71,204	215
委託費	1,802,732	1,787,772	14,960
支払負担金	131,000	92,300	38,700
支払手数料	158,328	156,915	1,413
管理諸費	42,200		42,200
雑費	63,774	20,190	43,584
管理費計	15,493,270	14,738,228	755,042
経常費用計	95,130,964	116,767,113	△ 21,636,149
評価損益等調整前当期経常増減額	14,955,187	15,888,020	△ 932,833
当期経常増減額	14,955,187	15,888,020	△ 932,833
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	14,955,187	15,888,020	△ 932,833
一般正味財産期首残高	1,193,856,962	1,177,968,942	15,888,020
一般正味財産期末残高	1,208,812,149	1,193,856,962	14,955,187
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	20	260	△ 240
基本財産運用益計	20	260	△ 240
受取補助金等			
受取事業費補助金(指)	9,850,000	8,900,000	950,000
受取補助金等計	9,850,000	8,900,000	950,000
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	10,056,678	9,106,918	949,760
当期指定正味財産増減額	△ 206,658	△ 206,658	0
指定正味財産期首残高	293,967,814	294,174,472	△ 206,658
指定正味財産期末残高	293,761,156	293,967,814	△ 206,658
III 正味財産期末残高	1,502,573,305	1,487,824,776	14,748,529

(単位:円)

科目	教員養成研修・研究事業		実施事業等会計 地域子育て支援事業		その他会計 健全経営推進事業		企画調整事業		小計	法人会計	合計
	小計	小計	小計	小計	小計	小計					
管理費											
給料手当											
賞与											
法定福利費											
退職給付費用											
福利厚生費											
会議費											
交際費											
旅費交通費											
通信運搬費											
建物減価償却費											
建物付属設備減価償却費											
什器備品減価償却費											
ソフトウェア費											
消耗品費											
修繕費											
印刷製本費											
光熱水料費											
賃借料											
保険料											
租税公課											
委託費											
支払手数料											
支払手数料											
管理諸費											
雑費											
管理費計											
経費用計											
経常外収益											
経常外費用											
経常外費用計											
当期経常外増減額											
他会計振替前当期一般正味財産増減額											
当期一般正味財産増減額											
一般正味財産期首残高											
一般正味財産期末残高											
指定正味財産増減の部											
基本財産運用益											
基本財産受取利息											
基本財産運用益計											
受取補助金等											
受取補助金等計											
受取補助金等計											
一般正味財産への振替額											
一般正味財産への振替額											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
正味財産期末残高											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
(2) 経常外費用											
II 指定正味財産増減の部											
基本財産運用益											
基本財産受取利息											
基本財産運用益計											
受取補助金等											
受取補助金等計											
一般正味財産への振替額											
一般正味財産への振替額											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											

u

貸借対照表
令和 5年 3月31日現在

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	4,822,879	11,661,421	△ 6,838,542
未収金	16,235,000	8,900,000	7,335,000
貯蔵品	10,308	10,308	0
流動資産合計	21,068,187	20,571,729	496,458
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金 (基)	2,000,000	2,000,000	0
基本財産合計	2,000,000	2,000,000	0
(2) 特定資産			
長期貸付金 (特)	121,693,000	174,506,000	△ 52,813,000
退職給付引当資産 (特)	663,000	312,000	351,000
建物減価償却引当資産 (特)	22,103,884	31,085,928	△ 8,982,044
貸付事業積立預金 (普通預金)	167,068,658	364,929,179	△ 197,860,521
貸付事業積立預金 (有価証券)	124,692,478	119,668,885	5,023,593
貸付事業積立預金 (投資有価証券)	1,594,653,500	1,345,238,417	249,415,083
特定資産合計	2,030,874,520	2,035,740,409	△ 4,865,889
(3) その他固定資産			
建物	68,673,488	70,502,072	△ 1,828,584
建物付属設備	10,508,999		10,508,999
什器備品	654,112	765,415	△ 111,303
ソフトウェア	723,947	1,053,067	△ 329,120
定期預金	25,000,000	25,000,000	0
その他固定資産合計	105,560,546	97,320,554	8,239,992
固定資産合計	2,138,435,066	2,135,060,963	3,374,103
資産合計	2,159,503,253	2,155,632,692	3,870,561
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,065,551	4,246,046	△ 180,495
前受金	66,000	66,000	0
預り金	40,121	45,400	△ 5,279
賞与引当金	1,586,526	1,805,330	△ 218,804
流動負債合計	5,758,198	6,162,776	△ 404,578
2. 固定負債			
協会預り金	650,508,750	661,333,140	△ 10,824,390
退職給付引当金	663,000	312,000	351,000
固定負債合計	651,171,750	661,645,140	△ 10,473,390
負債合計	656,929,948	667,807,916	△ 10,877,968
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基金造成費補助金	284,000,000	284,000,000	0
寄付金	9,761,156	9,967,814	△ 206,658
指定正味財産合計	293,761,156	293,967,814	△ 206,658
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	1,208,812,149	1,193,856,962	14,955,187
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	1,502,573,305	1,487,824,776	14,748,529
負債及び正味財産合計	2,159,503,253	2,155,632,692	3,870,561

財産目録
令和5年3月31日現在

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・数量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	静岡銀行 本店	運転資金として	4,822,879
		三井住友信託銀行 静岡中央支店	同上	4,654,434
	未収金		県補助金他	168,445
	貯蔵品		外国通貨等	16,235,000
				10,308
流動資産合計				21,068,187
(固定資産)				
基本財産	定期預金	三井住友信託銀行 静岡中央支店	運用益を法人の管理運営に使用	2,000,000
基本財産合計				2,000,000
特定資産	退職給付引当資産	静岡銀行 本店	退職手当資金の給付に備えた財源	663,000
				663,000
	建物減価償却引当資産	三井住友信託銀行 静岡中央支店	建物再建築に備えた財源	22,103,884
				22,103,884
	貸付事業積立資産			1,886,414,636
	普通預金	静岡銀行 本店	健全経営推進事業に使用	167,068,658
	売買目的有価証券			124,692,478
	三井住友フィナンシャルグループ: 2026年10月19日満期	同上	同上	124,692,478
	満期保有目的有価証券			1,594,653,500
	ゴールドマンサックス 2027年3月23日満期	同上	同上	200,000,000
	ゴールドマンサックス 2045年8月10日満期	同上	同上	200,000,000
	ドイツ銀行ロンドン支店 2047年5月24日満期	同上	同上	200,000,000
	ドイツ銀行ロンドン支店 2047年8月16日満期	同上	同上	200,000,000
	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2038年4月12日満期	同上	同上	100,000,000
	ポーランド共和国 第7回 2037年11月16日満期	同上	同上	94,538,773
	モルガンスタンレービービーイ 2036年7月22日満期	同上	同上	100,000,000
	セブン&アイ・ホールディングス 2025年12月19日満期	同上	同上	201,072,000
	シティGRグローバルマーケット 2042年8月4日満期	同上	同上	100,000,000
	パークレイズ・バンクPLC 2032年6月21日満期	同上	同上	100,000,000
	フォルクスワーゲンFS 2025年6月20日満期	同上	同上	99,042,727
	貸付事業資産			121,693,000
	長期貸付金	各貸付先会員幼稚園	貸付事業に使用	121,693,000
特定資産合計				2,030,874,520
その他固定資産	建物	静岡市葵区		68,673,488
	建物付属設備	同上		10,508,999
	什器備品	同上		654,112
	ソフトウェア	同上		723,947
	定期預金	三井住友信託銀行 静岡中央支店		25,000,000
その他固定資産合計				105,560,546
固定資産合計				2,138,435,066
資産合計				2,159,503,253
(流動負債)	未払金		3月分経費他	4,065,551
	前受金		令和4年度分HP広告費	66,000
	預り金		退職職員分共済掛金	40,121
	賞与引当金		翌期賞与に係る4か月分の引当金	1,586,526
流動負債合計				5,758,198
(固定負債)	退職給付引当金		退職手当資金の給付に備えた引当金	663,000
	協会預り金		会員からの預り金	650,508,750
固定負債合計				651,171,750
負債合計				656,929,948
正味財産				1,502,573,305

6 満期保有目的の債券・帳簿価額の内訳並びに時価、評価損益

満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
ビー・エヌ・ビー・パリバ	100,000,000	80,870,000	△ 19,130,000
ポーランド共和国 第7回	94,538,773	108,290,000	13,751,227
ゴールドマンサックスグループ	200,000,000	222,680,000	22,680,000
ゴールドマンサックスグループ	200,000,000	174,480,000	△ 25,520,000
モルガンスタンレービーバイ	100,000,000	95,850,000	△ 4,150,000
ドイツ銀行ロンドン支店	200,000,000	193,000,000	△ 7,000,000
ドイツ銀行ロンドン支店	200,000,000	187,680,000	△ 12,320,000
セブン&アイ・ホールディングス	201,072,000	200,710,070	△ 361,930
シティGRグローバルマーケット	100,000,000	94,170,000	△ 5,830,000
パークレイズ・バンクPLC	100,000,000	94,990,000	△ 5,010,000
フォルクスワーゲンFS	99,042,727	99,030,000	△ 12,727
合計	1,594,653,500	1,551,750,070	△ 42,903,430

上記の外国債は、償還日において額面100%の価額で償還されるものである。

上記の時価は、決算日現在において償還期限前売却をした場合の時価である。

7 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の一部を運用益によって賄うため、債券、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品により資産運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資金融商品は、債券、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品であり、発行体の信用リスク、市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク）にさらされている。なお、債券には、リスクが高いものとして中途解約が著しく制約されていることにより、満期到来までに資金化することが極めて困難な流動性に乏しい仕組債1,200,000,000円が含まれている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資産運用の取引の決定

金融商品の取引は、当法人の理事長及び副理事長で構成する会議で決定する。また、債券購入にあたっては、事前に資産運用検討部会で金融商品の検討を行う。

② 信用リスクの管理

債券及びデリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品については、発行体の信用情報や時価等の状況を定期的に把握し、理事長及び副理事長で構成する会議に報告する。

8 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
地方公共団体補助金					
会館建設費補助金		9,967,814	0	206,658	9,761,156
貸付基金造成費補助金	静岡県	284,000,000	0	0	284,000,000
私立学校経営支援事業費補助金		0	2,350,000	2,350,000	0
私立学校教職員研修事業費補助金		0	5,000,000	5,000,000	0
幼稚園幼児教育センター事業費補助金		0	2,500,000	2,500,000	0
合計		293,967,814	9,850,000	10,056,658	293,761,156

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定財産から一般財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息の振替額	20
減価償却費計上による振替額	206,658
私立学校経営支援事業費補助金の振替額	2,350,000
私立学校教職員研修事業費補助金の振替額	5,000,000
私立幼稚園幼児教育センター事業費補助金の振替額	2,500,000

10 関連当事者との取引の内容

該当なし。

11 重要な後発事象

該当なし。

12 その他

特になし。

財務諸表に対する注記

1 この財務諸表は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）に基づいて作成した。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっている。

その他の債券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 建物及びソフトウェア

定額法によっている。

(ロ) 什器備品

定率法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

期末退職手当の自己都合支給額に相当する金額を計上している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	2,000,000	0	0	2,000,000
小計	2,000,000	0	0	2,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	312,000	351,000	0	663,000
建物減価償却引当資産	31,085,928	1,828,584	10,810,628	22,103,884
貸付金	174,506,000	0	52,813,000	121,693,000
貸付事業積立資産	1,829,836,481	458,316,408	401,738,253	1,886,414,636
小計	2,035,740,409	460,495,992	465,361,881	2,030,874,520
合計	2,037,740,409	460,495,992	465,361,881	2,032,874,520

4 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産特定預金	2,000,000	2,000,000	0	0
小計	2,000,000	2,000,000	0	0
特定資産				
退職手当引当資産	663,000	0	0	663,000
建物減価償却引当資産	22,103,884	7,761,156	14,342,728	0
貸付金	121,693,000	121,693,000	0	0
貸付事業積立資産	1,886,414,636	162,307,000	1,073,598,886	650,508,750
貸倒引当資産	0	0	0	0
小計	2,030,874,520	291,761,156	1,087,941,614	651,171,750
合計	2,032,874,520	293,761,156	1,087,941,614	651,171,750

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期除却額	当期末残高
建物	101,588,000	32,914,512	0	68,673,488
建物付属設備	10,810,800	301,801	0	10,508,999
什器備品	4,680,918	4,026,806	0	654,112
ソフトウェア	19,078,760	18,354,813	0	723,947
合計	136,158,478	55,597,932	0	80,560,546

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 4 年度(令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	1,295,553,052 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	331,603,571 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	295,981,206 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	43,345,365 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	7,723,000 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	963,949,481 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を一部縮小したため公益目的収支差額の実績が計画を下回った。今後、実施事業を計画的に進めていく。</p>	

注: 詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和22年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	1,295,553,052 円	1,295,553,052 円	1,295,553,052 円	1,295,553,052 円	1,295,553,052 円
公益目的収支差額	337,759,200 円	326,680,861 円	375,288,000 円	331,603,571 円	412,816,800 円
公益目的支出の額	45,128,800 円	37,249,655 円	45,128,800 円	43,345,365 円	45,128,800 円
実施事業収入の額	7,600,000 円	6,550,000 円	7,600,000 円	7,723,000 円	7,600,000 円
公益目的財産残額	957,793,852 円	968,872,191 円	920,265,052 円	963,949,481 円	882,736,252 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	1	教員養成研修・研究事業

(1) 計画記載事項

事業の概要	
<p>(1)趣旨 本県では、幼稚園に在籍する園児のうち約7割が私立幼稚園に在園しており、幼児教育にとって私立幼稚園の果たす役割は大きなものとなっている。 このため、県民に広く質の高い幼児教育を提供するため、私立幼稚園教職員に対して経験年数に応じた研修や専門的知識・技能を習得する研修などを実施するとともに、幼児教育の質の向上に寄与するための調査・研修を行い、私立幼稚園教職員の資質向上を図っているが、引き続き同様の事業を行うものである。 事業実施に当たっては、研修委員会(16名)で計画立案し、その計画に基づき同委員会で事業を実施している。</p> <p>(2)事業内容 ア 教職員研修 勤続年数や役職に応じた基本研修、専門的知識・技能を習得するための専門研修、特定課題について問題発見能力や課題解決能力の向上を図る特別研修を実施 イ 調査・研究 幼児教育の質の向上を図るため、直面する課題等についての調査・研究等を実施</p> <p>(3)財源 この事業の実施に当たっては、県費補助金及び他の財源の繰入をもって充てる。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	23,152,900 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	4,900,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>1教職員研修 勤続年数や役職に応じた基本研修、専門的知識・技能を習得するための専門研修、特定課題の問題発見能力、問題解決能力の向上を図る特別研修を実施した。</p> <p>2調査・研究 保育実践を保護者と共有するための工夫について考えるプロジェクト、地域と社会と園をつなぐ満三歳児の幼児教育のあり方を考えるプロジェクトにおいて、幼児教育の質の向上に寄与する調査・研究を行った。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の額	21,710,872 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	5,223,000 円
③ (①-②)の額	16,487,872 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	21,710,872 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	5,223,000 円
①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 ^{注1}	
新型コロナウイルス感染症の影響により計画額を下回ったが公益目的支出計画全体への影響は少ないものとする。	

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	2	地域子育て支援事業

(1) 計画記載事項

事業の概要	
<p>1 趣旨 児童の健全育成を図るため、私立幼稚園の持つ人的資源や機能を活用して地域の子育て家庭を支援するとともに、「子どもが健やかに育つ権利」を地域社会に根付かせる活動を行っているが、引き続き同様の事業を行うものである。 事業の実施に当たっては地域向上委員会が主に所管し、地域ごとの実態に合わせた事業展開を行っている。</p> <p>2 事業内容 (1)地域子育て家庭への支援 子育てフェア、健やか子育て相談を実施するとともに、地区に子育て支援カウンセラーを配置し、子育て家庭へのカウンセリングの実施や教職員のカウンセリング力の向上を図る。 (2)子育て環境の良質化 幼児保育に取り組む保育所・公立幼稚園との連携を図り、調査研究を行うとともに、心身障害児保育を行う園への保育料の減免を行った園に対する助成を行う。 (3)子どもに対する社会意識の高揚 親と子の絆を大切にす運動を展開するとともに、広報活動や情報提供などにより子どもが豊かに育つ環境づくりを進める。</p> <p>3 財源 この事業の実施に当たっては、県費補助金及び他の財産の繰入をもって充てる。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	21,975,900 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	2,700,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>子育て家庭を支援するため、「子育てフェア」、「健やか子育て相談」を実施し、地域での子育て相談の充実を図った。また、各園教職員のカウンセリング力向上のための巡回相談を行った。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の額	21,634,493 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	2,500,000 円
③ (①-②)の額	19,134,493 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	21,634,493 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	2,500,000 円
①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 ^{注1}	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により支出額は計画額を下回ったが、公益目的支出計画全体への影響は少ないものとする。</p>	

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。


監査報告書

令和5年5月10日

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道 様

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

監事 柿野敏和 

監事 相田芳久 

監事柿野敏和と相田芳久は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施状況について、法令及び定款に基づき監査を行いましたので、次のとおり報告します。

1 監査の方法及び概要

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し、理事からの報告を聴取し、関係書類の閲覧等を行い、業務執行の妥当性を検討しました。
- (3) 公益目的支出計画実施報告については、事業報告、財産諸表及び関係書類を閲覧等必要と認められる監査手続を用いて、公益目的支出計画の実施状況の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致しており、法人の財政状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告の内容は、事実に従い、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の状況を正しく示しているものと認めます。
また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 一般社団法人としての公益目的支出計画実施報告書の内容は、法令又は定款に従い、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

第2号議案 組織改革等の方針

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会を取り巻く大きな状況変化に的確に対応するため、「振興協会のあり方検討プロジェクト」の提案(以下「あり方提案」という。)を踏まえながら、以下の方針により、組織改革等を進めることとする。

1 地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり

(1) 地区の統合

現在の11地区を、あり方提案に示された各地区概ね30園規模となる6地区に統合する。

(2) 地区長の理事への就任など

地区長を理事(地区推薦理事)とするとともに、正副理事長及び地区長で構成する「三役・地区長会」を常設化する。この会には、必要に応じて副地区長の参加を可能とする。

2 より学びやすい研修環境づくり

(1) 研修形態の多様化及び分野別研修体系の導入

研修委員会が作成する研修計画において、研修形態の多様化(集合型、分散型、対面型、配信型)や分野別体系の導入を具体的に検討する。

(2) 地区の研修担当と連携した研修体制

分散会場(サテライト)型研修(東・中・西)における地区の研修担当と連携した体制は、統合後の各地区の状況を踏まえる必要があることから、当面(一期)は研修委員会が主体となって企画運営を行う。

(3) 教職員研修の企画運営体制

これまで経営委員会所管の「理事長・設置者、園長研修(年2回)」と研修委員会所管の「園長等研修」を統合した上で研修委員会所管(回数は要検討)とする。その他各委員会が必要とする研修は、各委員会の企画運営により実施する。

3 振興協会の経営基盤の強化

(1) 事業・組織のスリム化

① 事業評価による事業の見直し

あり方提案に示された内容をもとに、事業の見直しを行う。

② 常置委員会の再編

現在の5委員会を、あり方提案に示された4委員会に再編する。なお、研修委員会の構成員は、研修形態の多様化や企画の一元化等に対応する必要があるため、あり方提案の12人(6地区×2人)に園数規模の大きい清水・静岡地区と浜松地区から各1人を加えた14人とする。

③ 理事の削減

現在の22人から、正副理事長5人、地区長6人、常置委員長4人の計15人(兼務がない場合)に削減する。

(2) 公益社団法人への移行

あり方提案に示された内容をもとに、公益認定申請手続きを進める。

4 実施時期

上記の組織改革等は、原則として令和6年度(役員改選を伴うものは、令和6年度の任期満了に伴う役員改選)から実施する。

第3号議案 定款の一部改正

公益団法人への移行等に伴い、下記のとおり定款の一部を改正する。

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
<p>公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 当法人は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会と称する。 (事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的)</p> <p>第3条 (略) (事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第3章 社員 第5条～第9条 (略)</p> <p>第4章 社員総会 第10条～第17条 (略)</p>	<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会と称する。 (事務所)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的)</p> <p>第3条 (略) (事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第3章 社員 第5条～第9条 (略)</p> <p>第4章 社員総会 第10条～第17条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>第5章 役員 (役員の設置)</p> <p>第18条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>10名以上15名以内</u></p> <p>(2) 監事 3名以内 2～4 (略)</p> <p>第19条～第25条 (略)</p> <p>第6章 理事会</p> <p>第26条～第30条 (略)</p> <p>第7章 資産及び会計 (事業年度)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第32条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間<u>備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報</p>	<p>第5章 役員 (役員の設置)</p> <p>第18条 当法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>15名以上22名以内</u></p> <p>(2) 監事 3名以内 2～4 (略)</p> <p>第19条～第25条 (略)</p> <p>第6章 理事会</p> <p>第26条～第30条 (略)</p> <p>第7章 資産及び会計 (事業年度)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第32条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間<u>備え置くものとする。</u></p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報</p>

改正案	現 行
<p>告し、第3号から第<u>6</u>号までの書類については承認を受けなければならぬ。 い。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、<u>次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(1) <u>監査報告</u> (2) <u>理事及び監事の名簿</u> (3) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u> <u>(公益目的取得財産残額の算定)</u></p> <p><u>第34条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。</u> (剰余金の処分制限) 第<u>35</u>条 (略)</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p>	<p>告し、第3号から第<u>5</u>号までの書類については承認を受けなければならぬ。 い。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (追加)</p> <p>2 前項の書類のほか、<u>監査報告を主たる事務所に7年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</u></p> <p>(追加) (追加) (追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の処分制限) 第<u>34</u>条 (略)</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p>

改正案	現 行
<p>(定款の変更) <u>第 36 条</u> (略) (解散) <u>第 37 条</u> (略)</p> <p><u>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</u></p> <p><u>第 38 条</u> この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) <u>第 39 条</u> (略)</p> <p>第 9 章 公告の方法 (公告の方法) <u>第 40 条</u> 当法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>第 10 章 補則 (委任) <u>第 41 条</u> (略)</p>	<p>(定款の変更) <u>第 35 条</u> (略) (解散) <u>第 36 条</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(残余財産の帰属) <u>第 37 条</u> (略)</p> <p>第 9 章 公告の方法 (公告の方法) <u>第 38 条</u> 当法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> <p>第 10 章 補則 (委任) <u>第 39 条</u> (略)</p>

附則 この改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条に規定する行政庁の認定を受けた日から施行する。

第4号議案 運営規則の一部改正

組織改革等の方針に基づき、次のとおり運営規則の一部を改正する。

(下線部分が変更箇所)

改正案	現行								
<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会運営規則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (現行と同じ。)</p> <p>(業務執行の基本原則)</p> <p>第2条 (現行と同じ。)</p> <p>第2章 組織等</p> <p>第1節 地区及び地区長 (地区及び地区長の委嘱)</p> <p>第3条 当法人の<u>行</u>う事業を円滑に推進するため、県内を次の地区に分け、各地区に地区長を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1206 1111 1409 2083"> <tr> <th>地区名</th> <th>管轄する市、郡名</th> </tr> <tr> <td>駿豆・沼津地区</td> <td>沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、 下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、 田方郡、駿東郡</td> </tr> </table>	地区名	管轄する市、郡名	駿豆・沼津地区	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、 下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、 田方郡、駿東郡	<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会運営規則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款(以下「定款」という。)第39条の規定に基づき、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。 (業務執行の基本原則)</p> <p>第2条 当法人の業務は法令、定款及びこの規則の定めるところに従い適正かつ確実に運営されなければならない。</p> <p>第2章 組織等</p> <p>第1節 地区及び地区長 (地区及び地区長の委嘱)</p> <p>第3条 当法人の<u>行</u>なう事業を円滑に推進するため、県内を次の地区に分け、各地区に地区長を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1206 141 1409 1111"> <tr> <th>地区名</th> <th>管轄する市、郡名</th> </tr> <tr> <td>駿豆地区</td> <td>熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、 裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、 駿東郡</td> </tr> </table>	地区名	管轄する市、郡名	駿豆地区	熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、 裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、 駿東郡
地区名	管轄する市、郡名								
駿豆・沼津地区	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、 下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、 田方郡、駿東郡								
地区名	管轄する市、郡名								
駿豆地区	熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、 裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、 駿東郡								

改正案		現行	
富士・富士宮地区	富士宮市、富士市	沼津地区	沼津市
清水・静岡地区	静岡市	富士地区	富士市
焼津・藤枝地区	焼津市、藤枝市	富士宮地区	富士宮市
島田・榛南・遠州地区	島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡、周智郡	清水地区	静岡市清水区
浜松地区	浜松市	静岡地区	静岡市葵区及び駿河区
		焼津地区	焼津市
		藤枝地区	藤枝市
		島田・榛南地区	島田市、牧之原市、榛原郡
		遠州地区	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡
		浜松地区	浜松市

<p>2 (現行と同じ) (社員の地区等への所属)</p> <p>第4条 (現行と同じ。)</p> <p>(地区長の職務と任期など)</p> <p>第5条 地区長は、当法人と地区及び地区内の連絡及び調整の任に当たるとする。</p> <p>2及び3 (現行と同じ。)</p>	<p>2 地区長は、地区から推薦された者を理事長が委嘱する。 (社員の地区等への所属)</p> <p>第4条 定款第5条の規定により当法人の社員となる者は、前条第1項に定められた地区に所属しなければならぬ。</p> <p>2 地区に地区の一部又は全部の区域を範囲とする私立幼稚園が構成する協会がある場合には、当法人の社員となる者はその協会に加入しなければならぬ。</p> <p>(地区長の職務と任期)</p> <p>第5条 地区長は、<u>第11条第1項第5号に定める地域向上委員会の所管事項並びに当法人と地区及び地区内の連絡及び調整の任に当たるとする。</u></p> <p>2 地区長の任期は、定款第22条第1項の任期と同じとし、再任を妨げない。</p>
--	---

改正案	現 行																												
<p>4 各地区に地区長の指名により副地区長を置き、<u>地区長を補佐し、地区内の連絡調整等を行う。</u></p> <p>第2節 役員候補者 (理事候補者の推薦等)</p> <p>第6条 定款第18条第1項第1号の理事の候補者は、社員である法人の理事長又は設置者(園長を含む。以下「理事有資格者」という。)のうち、<u>次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号及び第2号の理事候補者にかかわらず、理事有資格者である者は自ら理事候補者として立候補することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>各地区は、地区推薦の理事候補者とする。</u></p>	<p>い。ただし、任期途中で地区長が欠けた場合にはその地区の後任の地区長を選任し、任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 地区長は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。 (新設)</p> <p>第2節 役員候補者 (理事候補者の推薦等)</p> <p>第6条 定款第18条第1項第1号の理事の候補者は、社員である法人の理事長又は設置者(園長を含む。以下「理事有資格者」という。)から次により推薦するものとする。ただし、第1号及び第2号の理事候補者にかかわらず、理事有資格者である者は自ら理事候補者として立候補することができるものとする。</p> <p>(1) 各地区は、地区ごとに次に掲げる人員を、当該地区の理事有資格者の中から理事候補者として推薦する。</p> <table border="1" data-bbox="1077 168 1428 1097"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>推薦数</th> <th>地区名</th> <th>推薦数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿豆地区</td> <td>1人</td> <td>焼津地区</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>沼津地区</td> <td>1</td> <td>藤枝地区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>富士地区</td> <td>1</td> <td>島田・榛南地区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>富士宮地区</td> <td>1</td> <td>遠州地区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>清水地区</td> <td>1</td> <td>浜松地区</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>静岡地区</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	推薦数	地区名	推薦数	駿豆地区	1人	焼津地区	1人	沼津地区	1	藤枝地区	1	富士地区	1	島田・榛南地区	1	富士宮地区	1	遠州地区	1	清水地区	1	浜松地区	3	静岡地区	2		
地区名	推薦数	地区名	推薦数																										
駿豆地区	1人	焼津地区	1人																										
沼津地区	1	藤枝地区	1																										
富士地区	1	島田・榛南地区	1																										
富士宮地区	1	遠州地区	1																										
清水地区	1	浜松地区	3																										
静岡地区	2																												

改正案	現行																								
<p>(2) <u>理事長及び副理事長で構成する会</u> (以下「<u>三役会</u>」という。)、第10条第1項の各常置委員会は、<u>それぞれ次の掲げる人員を理事候補者として推薦することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="491 1310 786 2063"> <thead> <tr> <th>委員会等名</th> <th>推薦数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>人材確保・育成委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>子育て支援委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>経営研究委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>三役会</td> <td>5人以内</td> </tr> </tbody> </table>	委員会等名	推薦数	研修委員会	1人以内	人材確保・育成委員会	1人以内	子育て支援委員会	1人以内	経営研究委員会	1人以内	三役会	5人以内	<p>(2) 第10条第1項の各常置委員会は、委員会ごとに次に掲げる人員を、理事候補者として推薦することができる。</p> <table border="1" data-bbox="491 340 786 1093"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>推薦数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>研修委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>広報委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>経営委員会</td> <td>1人以内</td> </tr> <tr> <td>地域向上委員会</td> <td>4人以内</td> </tr> </tbody> </table>	委員会名	推薦数	企画委員会	1人以内	研修委員会	1人以内	広報委員会	1人以内	経営委員会	1人以内	地域向上委員会	4人以内
委員会等名	推薦数																								
研修委員会	1人以内																								
人材確保・育成委員会	1人以内																								
子育て支援委員会	1人以内																								
経営研究委員会	1人以内																								
三役会	5人以内																								
委員会名	推薦数																								
企画委員会	1人以内																								
研修委員会	1人以内																								
広報委員会	1人以内																								
経営委員会	1人以内																								
地域向上委員会	4人以内																								
<p>2 (現行と同じ。)</p> <p>(理事長候補者の推薦)</p> <p>第6条の2 <u>理事長候補者は、各地区長(理事)候補者で構成する会議(以下「理事長候補者選定委員会」という。)</u>において、次項に規定する立候補者を含め適任者1人を決定する。</p> <p>2 理事長候補者に立候補しようとする者は、別に定める期日までに理事長候補者選定委員会にその旨を申し出るものとする。</p> <p>3 地区長(理事)候補者が、<u>理事長候補者選定委員会</u>において理事長候補者に決定した場合は、<u>地区長候補者(理事)</u>を他の者と交替するものとする</p>	<p>2 理事有資格者は、当分の間、選出のための社員総会が行われる年度の5月31日において満70歳未満の者に限るものとする。</p> <p>(理事長候補者の推薦)</p> <p>第6条の2 <u>理事長候補者は、各地区長候補者で構成する理事長候補者推薦のための会議(以下「理事長候補者推薦委員会」という。)</u>において、次項に規定する立候補者を含め適任者1人を推薦し、<u>地区推薦理事候補者</u>で構成する会議(以下、「<u>新理事候補者会</u>」という。)に提案し、承認を得て、決定する。</p> <p>2 理事長候補者に立候補しようとする者は、別に定める期日までに理事長候補者推薦委員会にその旨を申し出るものとする。</p> <p>3 地区長候補者が、<u>理事長候補者推薦委員会</u>において理事長候補者に推薦され、<u>新理事候補者会</u>において承認された場合は、<u>地区長候補者を他の者</u></p>																								

改正案	現行
<p>る。</p> <p>(副理事長候補者の選任)</p> <p>第6条の3 副理事長候補者は、理事長候補者が選任し、<u>地区推薦理事(地区長)候補者及び委員会等推薦理事候補者で構成する「新理事候補者会」</u>に提案し、承認を得る。</p> <p>(監事候補者の推薦)</p> <p>第7条 (現行と同じ。)</p> <p>第3節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)</p> <p>第8条 (現行と同じ。)</p> <p>第4節 顧問 (顧問の委嘱)</p> <p>第9条 (現行と同じ。)</p> <p>2及び3 (現行と同じ)</p> <p>第5節 委員会 (常置委員会の設置)</p> <p>第10条 業務遂行の円滑化を図るため、当法人に<u>4つの常置委員会</u>を置く。</p>	<p>と交替するものとする。</p> <p>(副理事長候補者の選任)</p> <p>第6条の3 副理事長候補者は、理事長候補者が選任し、<u>新理事候補者会</u>に提案し、承認を得る。</p> <p>(監事候補者の推薦)</p> <p>第7条 定款第18条第1項第2号の監事の候補者は、理事会で推薦する。</p> <p>第3節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)</p> <p>第8条 定款第18条第3項の副理事長は、定款第4条第1号から第4号までの事業からその一の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるものとする。</p> <p>第4節 顧問 (顧問の委嘱)</p> <p>第9条 当法人に、理事会の議を経て、顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、当法人の運営について、理事長の諮問に応ずる。</p> <p>3 顧問の委嘱期間は、定款第22条第1項の任期と同じとし、再委嘱できるものとする。ただし、2期を超えることはできない。</p> <p>第5節 委員会 (常置委員会の設置)</p> <p>第10条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に<u>5つの常置委員会</u>を置く。</p>

改正案	現行
<p>(1) <u>研修委員会</u></p> <p>(2) <u>人材確保・育成委員会</u></p> <p>(3) <u>子育て支援委員会</u></p> <p>(4) <u>経営研究委員会</u> (削除)</p> <p>2 及び3 (現行と同じ。)</p> <p>4 常置委員会に<u>委員長</u>を置き、理事長が理事のうちから理事会の意見を聞いて指名する。</p> <p>5 (現行と同じ)</p> <p>6 常置委員会に<u>副委員長</u>を置き、<u>委員長が委員のうちから選任し、理事長が指名する。</u> (常置委員会の構成、所管事項等)</p> <p>第11条 前条第1項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>研修委員会</u>は、<u>委員14人</u>以内で構成し、次の事項を所管する。</p> <p>ア <u>教職員のスキルアップに寄与する研修の企画・運営に関する事項</u></p> <p>イ <u>幼児教育の質の向上に寄与する研究等の企画・運営に関する事項</u></p> <p>ウ <u>上記のほか、理事長が指定した事項</u></p>	<p>(1) <u>企画委員会</u></p> <p>(2) <u>研修委員会</u></p> <p>(3) <u>広報委員会</u></p> <p>(4) <u>経営委員会</u></p> <p>(5) <u>地域向上委員会</u></p> <p>2 常置委員会は、理事会から付託された事項について、担当副理事長の指揮の下に、審議し、若しくは実施し、又はその所管事項について理事会に報告し、若しくは建議する。</p> <p>3 常置委員会の委員は、理事長が理事会の意見を聞いて選任し、その任期は定款第22条第1項の任期と同じとする。</p> <p>4 常置委員会に<u>委員長及び副委員長</u>を置き、理事長が理事のうちから理事会の意見を聞いて指名する。</p> <p>5 委員長は会議を主宰する。 (新設)</p> <p>(常置委員会の構成、所管事項等)</p> <p>第11条 前条第1項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画委員会</u>は、<u>委員11人</u>以内で構成し、次の事項を所管する。</p> <p>ア <u>幼稚園や当法人の在り方に関する協議や提案を行う活動の推進に関する事項</u></p> <p>イ <u>地域子育て環境の良質化に寄与する活動の企画と実施に関する事項</u></p> <p>ウ 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動の企画に関する事項</p>

改正案

現行

(2) 人材確保・育成委員会は、委員6人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 教職員人材の確保・育成に寄与する企画・運営に関する事項

イ 教職員人材の離職防止、定着促進等の企画・運営に関する事項

ウ 上記のほか、理事長が指定した事項

(削除)

(3) 子育て支援委員会は、委員6人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 子育て家庭の支援策の企画・運営に関する事項

イ 子育てに対する社会意識の高揚に寄与する企画・運営に関する事項

ウ 上記のほか、理事長が指定した事項

(4) 経営研究委員会は、委員6人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 経営形態に対応した園の健全経営に寄与する企画・運営に関する事項

項

イ 園の安全管理に寄与する企画・運営に関する事項

ウ 上記のほか、理事長が指定した事項

(削除)

(削除)

(2) 研修委員会は、委員16人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 教員のスキルアップに寄与する各種研修の企画と実施に関する事項

イ 幼児教育の質の向上に寄与する研究の推進に関する事項

ウ 幼児の発達や学びの連続性についての研修、研究の推進に関する事項

エ 免許更新制研修の企画と実施に関する事項

(3) 広報委員会は、委員11人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 会員への広報誌発行や情報提供、発信に関わる活動の企画と実施に関する事項

イ 人材確保に関わる活動の企画の実施や研究の推進に関する事項
(追加)

(4) 経営委員会は、委員11人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 園の健全経営のための事務の効率化や省力化への援助及び研修の企画と実施に関する事項

イ 経営者への最新情報の提供や研修の企画と実施に関する事項

ウ 後継者を含めた人材の養成に関わる活動の企画と実施に関する事項

エ ITを利用した研修、研究の提案や実務指導に関する事項

(5) 地域向上委員会は、各地区長と理事の14人以内で構成し、次の事項を所管する。

ア 子育て家庭を支援するための場やシステムの企画と実施に関する事項

改正案

現行

イ 子育てに対する社会意識の高揚に寄与する活動の企画と実施に関する事項

ウ 県、市町への私立幼稚園支援に関わる活動の実施に関する事項

エ 地区間の情報交換や事業推進に寄与する活動の展開に関する事項

オ 園の安全管理に寄与する活動の企画と実施に関する事項

2 常置委員会は、理事長及び担当副理事長の承認を得て、特定の事項について必要に応じて部会を設置することができる。

3 常置委員会に部会を設置した場合には、委員長が理事長及び担当副理事長の承認を得て、5人以内で構成員を選任する。構成員には、委員以外のものを選任することができる。

4 部会長は、委員長が委員の中から指名する。ただし、専門性が高い調査、研究等で委員の中に精通するものがない場合は、委員以外の者を指名することができる。

(特別委員会の設置)

第12条 理事会は、必要と認めるときは、第10条第1項の常置委員会のほかに特定の重要な事項について審議し、若しくは実施し、又は付託された事項について理事会に報告し、若しくは建議する特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の委員は、理事長が理事会の意見を聞いて選任し、その任期は付託された事項の業務が終了するまでの期間とする。ただし、4年を超えてはならない。

3 特別委員会の委員長及び副委員長並びに会議については、第10条第4項及び第5項を準用する。

3 特別委員会の委員長及び副委員長並びに会議については、第10条第4項、第5項及び第6項を準用する。

改正案	現行
<p>(運営委員会の設置)</p> <p>第13条 (現行と同じ)</p> <p>2 及び3 (現行と同じ。)</p> <p><u>(三役・地区長会の設置)</u></p> <p>第14条 <u>各地区と連携した協会運営を図るため、理事長、副理事長、各地区長で構成する三役・地区長会を置く。</u></p> <p>2 <u>理事長が必要と認める場合は、副地区長を三役・地区長会に参加させることができる。</u></p> <p>3 <u>三役・地区長会は、各地区の状況の共有化や地区からの提案事項の協議等を行う。</u></p> <p>4 <u>三役・地区長会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>第6節 災害対策本部 (災害対策本部の設置)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(運営委員会の設置)</p> <p>第13条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。</p> <p>(1) 予算、決算、会計その他財務に関する事項</p> <p>(2) 総会及び理事会における議案及び決議等の案件に関する事項</p> <p>(3) 担当副理事長の業務間の調整に関する事項</p> <p>(4) 常置委員会の所管事項間の調整に関する事項</p> <p>(5) その他緊急課題や苦情処理等に関する事項</p> <p>3 運営委員会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>第6節 災害対策本部 (災害対策本部の設置)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第7節 事務局 (事務局の設置) 第16条 (略) 2～6 (略)</p> <p>第3章 業務等 第1節 助成 (助成を行い得る条件) 第17条 (略) (助成の対象事業) 第18条 (略) (助成についての事業計画) 第19条 (略) 2 (略) (助成の交付申請) 第20条 (略) (助成の交付決定) 第21条 (略) 2 (略) (助成対象事業の変更) 第22条 (略) (状況・実績報告) 第23条 (略)</p>	<p>第7節 事務局 (事務局の設置) 第15条 (略) 2～6 (略)</p> <p>第3章 業務等 第1節 助成 (助成を行い得る条件) 第16条 (略) (助成の対象事業) 第17条 (略) (助成についての事業計画) 第18条 (略) 2 (略) (助成金の交付申請) 第19条 (略) (助成金の交付決定) 第20条 (略) 2 (略) (助成対象事業の変更) 第21条 (略) (状況・実績報告) 第22条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(助成の制限) 第<u>24</u>条 (略) 2 及び3 (略) (助成金の返還) 第<u>25</u>条 (略) 第2節 県補助金の交付 (県補助金の交付) 第<u>26</u>条 (略) 第3節 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業 (研修事業) 第<u>27</u>条 (略) (福利厚生事業) 第<u>28</u>条 (略) 2 (略) (教育奨励事業) 第<u>29</u>条 (略) 第4章 社員の会費 (会費) 第<u>30</u>条 (略) (会費に対する延滞利息) 第<u>31</u>条 (略)</p>	<p>(助成の制限) 第<u>23</u>条 (略) 2 及び3 (略) (助成金の返還) 第<u>24</u>条 (略) 第2節 県補助金の交付 (県補助金の交付) 第<u>25</u>条 (略) 第3節 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業 (研修事業) 第<u>26</u>条 (略) (福利厚生事業) 第<u>27</u>条 (略) 2 (略) (教育奨励事業) 第<u>28</u>条 (略) 第4章 社員の会費 (会費) 第<u>29</u>条 (略) (会費に対する延滞利息) 第<u>30</u>条 (略)</p>

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
<p>第5章 補則 (実施細目) 第32条 (略) (貸付金管理及び協会預け金) 第33条 (略) (規則の変更) 第34条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。ただし、第30条第1項を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならぬ。</p>	<p>第5章 補則 (実施細目) 第31条 (略) (貸付金管理及び協会預け金) 第32条 (略) (規則の変更) 第33条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。ただし、第29条第1項を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならぬ。</p>

附則 この改正は、令和6年度の任期満了に伴う役員改選のあった日から施行し、改正後の運営規則の規定は同役員改選の手続きについて適用する。この場合、第6条第1項第2号の表中、「人材確保・育成委員会」は「企画委員会」は「企画委員会」は「経営研究委員会」は「経営委員会」に読み替えるものとする。

第5号議案 社員の退会

設置者	園名	所在地	退会理由	退会年月日
社会福祉法人 大東福社会	認定こども園 おおさかこども園	掛川市大坂 2805 <法人所在地> 掛川市下土方 3584-1	法人運営上の 理由のため	令和5年 3月31日

第6号議案 定時総会の招集

第71回定時総会を下記のとおり招集する。

日時 令和5年6月6日(火) 12時30分～
場所 ホテルグランヒルズ静岡5階センチュールーム
決議事項

- 第1号議案 令和4年度事業報告及び財務状況報告
- 第2号議案 組織改革等の方針
- 第3号議案 定款の一部改正
- 第4号議案 運営規則の一部改正

報告事項 1

勲章受章者（教育功労）

令和 5 年春の叙勲

瑞宝双光章

元金谷幼稚園園長

（学校法人相育学園理事長）

相田 裕司

（敬称略）

令和5年度

私立学校教育振興功労知事表彰受賞者

学校法人早出学園

早出幼稚園 園長

荒巻 太枝子

学校法人沼津後藤学園

認定こども園こずわ幼稚園 園長

後藤 信俊

学校法人相愛学園

焼津幼稚園 園長

相田 早苗

(敬称略)

報告事項3

令和5年度 永年勤続表彰受賞者

(理事長・設置者、園長)

(勤続40年以上)

学校法人静岡聖母学園

蒲原聖母幼稚園 園長

川島 弘美

(勤続30年以上)

学校法人島田学園

島田学園附属幼稚園 園長

小澤 暁子

学校法人静岡聖母学園

沼津聖マリア幼稚園 園長

鈴木 則子

学校法人静岡豊田学園

静岡豊田幼稚園 園長

宮下 友美恵

学校法人真蹊樹小林学園 理事長

富士中央幼稚園 園長

小林 直樹

学校法人向坂学園

春の木幼稚園 園長

向坂 武揚

(勤続20年以上)

学校法人とくのう学園

黒田幼稚園 園長

吉野 けい子

学校法人川口学園 理事長

川口 盈明

学校法人春日学園 理事長

堀内 國夫

(敬称略)